



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則（建築指導課） 1

告 示

- 県議会定例会の招集（財政課） 2
- 救急病院の告示（医務課） 2
- 救急病院の申出の撤回（医務課） 2
- 町営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） 4
- 建設業者の所在等を確知することができない旨の公告（土木企画課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立総合教育センター） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立総合教育センター） 5

教育委員会事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領の一部を改正する訓令 7

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 9
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 11

災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 12

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令 17

規 則

沖縄県開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第43号

沖縄県開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

沖縄県開発登録簿閲覧所閲覧規則（昭和47年沖縄県規則第105号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第47条第4項」を「第47条第5項」に改める。

第2号様式中「第47条第4項」を「第47条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年第6回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 招集の期日 平成23年9月16日

2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

沖縄県告示第436号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
与那原中央病院	与那原町字与那原2905番地	医療法人和の会	平成23年8月30日	平成26年8月29日

沖縄県告示第437号

次の病院の開設者から救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	申出の撤回年月日
嶺井第一病院	浦添市字大平466番地	医療法人大平会	平成23年8月1日

沖縄県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、八重瀬町長から協議のあった東風平西部地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）の計画の変更について、平成23年8月31日その協議を適當と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成23年9月12日から同年10月12日まで

3 縦覧に供する場所 八重瀬町役場

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字南213番1・213番37・243番47・字港81番18・字中野31番1・73番1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第440号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊是名加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第441号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第556号で同意の認定をした国頭加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年9月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 道路の種類 県道

2 路線名 石垣港伊原間線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字字樺海148番411から 石垣市字字樺海148番409まで	11.3m～39.4m	738.2m
新	石垣市字字樺海148番411から 石垣市字字樺海148番409まで	13.9m～39.4m	738.2m

沖縄県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年9月9日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 道路の種類 県道

2 路線名 石垣浅田線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字石垣536番1から 石垣市字石垣1402番1まで	18.2m～27.0m	1882.0m

新	石垣市字石垣536番1から 石垣市字石垣1402番1まで	11.4m ~ 27.0m	1882.0m
---	---------------------------------	---------------	---------

沖縄県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄の各一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成23年9月12日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量及び3級・4級基準点測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年10月25日まで縦覧に供する。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人くめじま
- 3 代表者の氏名 松山悦子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡久米島町字兼城5番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、久米島町民及び沖縄県久米島を訪れる観光客に対して、沖縄県久米島の観光資源の開発と紹介並びに居住地域環境の美化整備に関する事業を行い、久米島の景観を整え、観光産業・観光文化の向上と、地域活性化に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者の営業所の所在地及び所在を確知できることについて公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により建設業者の許可を取り消すことがある。

平成23年9月9日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 商号名 宜建
- 2 代表者名 宜保毅
- 3 所在地 中頭郡北谷町字浜川229番地
- 4 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第11331号
- 5 許可年月日 平成20年2月14日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

沖縄県立総合教育センター所長 喜納眞正

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器の借入（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成23年9月1日現在において3年以上であること。

- (2) 法人には、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が5人以上であること。
- (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先 沖縄県立総合教育センター総務班 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555
- (3) 申請書等の受付期間 平成23年9月9日から同月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加の資格を付与された日から平成24年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人には、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器の借入に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年9月9日

沖縄県立総合教育センター所長 喜 納 眞 正

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器（以下「機器等」という。）の借入（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成24年3月30日（金）
- (4) 納入の場所 沖縄県立総合教育センターIT教育棟

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成23年9月9日付け沖縄県公報定期第3983号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県総合教育情報ネットワークサーバ機器の借入に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成23年10月3日（月曜日）午前12時までに3(2)の場所へ提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあっては1日以内に、本島外にあっては2日以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成23年10月3日（月曜日）午前12時までに3(2)の場所へ提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成23年9月9日（金曜日）から同月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号 電話番号098-933-7555

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年10月21日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第二研修室

5 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成23年9月9日（金曜日）から同月22日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立総合教育センター

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立総合教育センター
- (2) 所在地 〒904-2174 沖縄市与儀三丁目11番1号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

(1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。
電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成23年10月20日（木曜日）午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立総合教育センター総務班に提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成23年9月16日（金曜日）午前10時

イ 場所 沖縄県立総合教育センター本館3階第二会議室

(4) 最低制限価格 設定しない。

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

A lease of a server for Okinawa Prefecture education information network (including installation and maintenance service) 1 set

(2) DELIVERY DUE DATE

Will be specified on our explanatory pamphlet

(3) BIDDING EXPLANATION MEETING

10:00 a.m. September 16, 2011

(4) DATE FOR BIDS

10:00 a.m. October 21, 2011

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural General Education Center Office

3-11-1 Yogi, Okinawa-City, Okinawa, Japan, 904-2174

Telephone 098-933-7555

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県災害対策本部教育部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月9日

沖縄県災害対策本部教育部長

沖縄県教育委員会教育長 大城 浩

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領（昭和52年沖縄県災害対策本部教育対策部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表県立学校教育班の項中

「	県立学校 教育課長	1 災害時における県立学校職員の管理に関すること。 2 県立学校の臨時休業に関すること。
---	--------------	---

- 3 県立学校の学用品の給与に関すること。
 4 教育センター及び実習船運営事務所の被害調査及び災害対策に関すること。
 5 部内各班の応援に関すること。

を

「県立学校
教育課長

- 1 災害時における県立学校職員の管理に関すること。
 2 県立学校の学用品の給与に関すること。
 3 部内各班の応援に関すること。

に改め、同表義務教育班の項中

「義務教育
課長

- 1 災害時における市町村立学校職員の管理に関すること。
 2 市町村立学校の臨時休業に関すること。
 3 市町村立学校の学用品の給与に関すること。
 4 部内各班の応援に関すること。

を

「義務教育
課長

- 1 災害時における市町村立学校職員の管理に関すること。
 2 市町村立学校の学用品の給与に関すること。
 3 部内各班の応援に関すること。

に改め、同表保健体育班の項中

「保健体育
課長

- 1 幼児児童生徒の被害調査及び防災教育に関すること。
 2 幼児児童生徒の避難に関すること。
 3 災害時の学校給食に関すること。
 4 災害時の学校における保健衛生に関すること。
 5 社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。
 6 部内各班の応援に関すること。

を

「保健体育
課長

- 1 県立学校及び市町村立学校の臨時休業に関すること。
 2 幼児児童生徒の被害調査及び防災教育に関すること。
 3 幼児児童生徒の避難に関すること。
 4 災害時の学校給食に関すること。
 5 災害時の学校における保健衛生に関すること。
 6 部内各班の応援に関すること。

に改め、同表中

「文化班
文化課長

- 1 文化財及び文化施設の被害調査及び災害対策に関すること。
 2 部内各班の応援に関すること。

を

「

文化財班	文化財課 長	1 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。	に改める。」
------	-----------	---	--------

附 則

この訓令は、平成23年9月9日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第94号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年9月9日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等**(1) 新規取得講習**

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成23年10月17日（月曜日）から同月21日（金曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成23年10月21日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第6教室
	【考查】10月21日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成23年10月20日（木曜日）及び同月21日（金曜日）	午前9時から午後5時まで（平成23年10月21日にあつては、午後3時まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第6教室
	【考查】10月21日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 25人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧一級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。） 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し及び二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し及び旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の区分に係る一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の区分に係る二級検定に係る合格証明書の写し、二級検定に合格した後、継続して1年以上受講を希望する警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の区分に係る旧二級検定に係る検定合格証の写し、旧二級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年9月20日（火曜日）から同月27日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受

講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成23年9月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 講習の受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

(3) 講習についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

沖縄県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成23年9月9日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雜踏警備業務	一級	10人	平成23年12月19日（月曜日）	那覇市泉崎1丁目2番2号
	二級	10人	午前10時から午後6時まで	沖縄県警察本部8階講堂

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 一級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雜踏の整理に関すること。
- (エ) 雜踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 雜踏の整理に関すること。
- (イ) 雜踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 二級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 雜踏の整理に関すること。
 - (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験科目
- (ア) 雜踏の整理に関すること。
 - (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上あるもの
 - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成23年9月12日（月曜日）から同月16日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であつても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 一級の検定を受検しようとする者にあっては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住居地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。
郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。

- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

- (4) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054、3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月9日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、同項第8号中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、同項第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 文化観光スポーツ部

「別表第1中

文化環境部	文化環境部長	文化生活統括監
-------	--------	---------

 を」

「

環境生活部	環境生活部長	県民生活統括監
-------	--------	---------

 に、」

「

観光商工部	観光商工部長	産業振興統括監
-------	--------	---------

 を」

「

商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	観光政策統括監

 に改め、同表病院事業部の項中」

「病院事業局次長」を「病院事業統括監」に改める。

別表第2中

文 化 環 境	文化環境総務班 班長 文化振興課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 文化施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画 課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	県民生活班 班長 県民生活課長	1 災害救助法の適用に関する事。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 4 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事。 6 避難所等の総合対策に関する事。 7 生活再建支援に関する事。 8 災害時における交通安全対策に関する事。
	環境政策班 班長 環境政策課長	環境の総合対策に関する事。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関する事。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関する事。

部	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。

境 生 活	環境生活総務班 班長 環境政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 環境の総合対策に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関すること。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関するこ と。
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調 査に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。
部	県民生活班 班長 県民生活課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関するこ と。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関するこ と。 4 災害時における消費生活の総合調整に関するこ と。 5 ボランティア総合窓口の設置に関するこ と。 6 避難所等の総合対策に関するこ と。 7 生活再建支援に関するこ と。 8 災害時における交通安全対策に関するこ と。
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	1 災害時の食品衛生に関するこ と。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関するこ と。 3 飲料水の供給に関するこ と。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関するこ と。 5 災害時における死体の埋葬処理に関するこ と。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画 課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ と。

改め、同表福祉保健部の項中

医務班 班長 医務課長	1 災害時における医療及び助産に関するこ と。 2 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関するこ と。 3 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応 急救護に関するこ と。 4 医療関係機関・団体との連絡に関するこ と。
----------------	--

5 災害時における感染症対策に関すること。

医務班
班長 医務課長

- 1 災害時における医療及び助産に関すること。
- 2 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
- 3 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。
- 4 医療関係機関・団体との連絡に関すること。

に、

国保・健康増進班
班長 国保・健康増進課長

- 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。
- 2 災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。

を

健康増進班
班長 健康増進課長

災害時における感染症対策に関すること。

国民健康保険班
班長 国民健康保険課長

- 1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。
- 2 災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。

に、

薬務衛生班
班長 薬務衛生課長

- 1 災害時の食品衛生及び動物の保護及び収容に関すること。
- 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関すること。
- 3 飲料水の供給に関すること。
- 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。
- 5 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。
- 6 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
- 7 災害時における死体の埋葬処理に関すること。
- 8 災害時における毒物及び劇物に関すること。

を

薬務疾病対策班
班長 薬務疾病対策課長

- 1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。
- 2 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
- 3 災害時における毒物及び劇物に関すること。

に改め、

同表中

観光商工総務班
班長 産業政策課長

- 1 部の庶務及び連絡調整に関すること。
- 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
- 3 大阪事務所との連絡に関すること。
- 4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関すること。
- 5 L Pガス等の調達の調整に関すること。

観光商工部	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 3 生活物資の流通調整に関すること。
	経営金融班 班長 経営金融課長	1 災害時における中小企業に関すること。 2 被災商工業者に対する金融に関すること。
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	情報産業企業からの情報手段に関すること。
	雇用労政班 班長 雇用労政課長	1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。 2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。 5 災害時における雇用対策に関すること。
	観光企画班 班長 観光企画課長	財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関との連絡調整に関すること。
	観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関すること。 2 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。

商工労働部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 大阪事務所との連絡に関すること。 4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関すること。 5 L P ガス等の調達の調整に関すること。
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 3 生活物資の流通調整に関すること。
	経営金融班 班長 経営金融課長	1 災害時における中小企業に関すること。 2 被災商工業者に対する金融に関すること。

効 部	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	に
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	情報産業企業からの情報手段に関すること。	
	雇用政策班 班長 雇用政策課長	災害時における雇用対策に関すること。	
	労政能力開発班 班長 労政能力開発課長	1 災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。 2 災害時における中小企業の労働対策に関すること。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関すること。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。	
文化 観 光 ス ポ ー ツ 部	文化観光総務班 班長 観光政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 部の関係機関との連絡調整に関すること。	」
	観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関すること。 2 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。	
	文化振興班 班長 文化振興課長	文化施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。	

改める。

別表第3 沖縄県災害対策中部地方本部の項名称及び設置場所の欄中「中部土木事務所（宜野湾市）」を「中部合同庁舎（沖縄市）」に改め、同表沖縄県災害対策南部地方本部の項名称及び設置場所の欄中「南部土木事務所」を「南部合同庁舎」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年9月9日から施行する。

国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月9日

沖縄県国民保護対策本部長

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県緊急対処事態対策本部長

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、同項第8号中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、同項第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 文化観光スポーツ部

別表第1中 「

文化環境部	文化環境部長	文化生活統括監
-------	--------	---------

」 を

「

環境生活部	環境生活部長	県民生活統括監
-------	--------	---------

」 に、

「

観光商工部	観光商工部長	産業振興統括監
-------	--------	---------

」 を

「

商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光 スポーツ部	文化観光 スポーツ部長	観光政策統括監

」 に改め、同表病院事業部の項

中「病院事業局次長」を「病院事業統括監」に改める。

別表第2中

文化 環 境 部	文化環境総務班 班長 文化振興課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 文化施設の保全対策及び被害調査に関すること。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画 課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関すること。
	県民生活班 班長 県民生活課長	1 県民総合相談窓口の設置に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 ボランティア総合窓口に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関すること。
	環境政策班 班長 環境政策課長	環境の総合対策に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関すること。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関するこ と。
	環境整備班	がれき及び廃棄物に関すること。

	班長 環境整備課長	
	自然保護班 班長 自然保護課長	国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関すること。

環境生活部	環境生活総務班 班長 環境政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 環境の総合対策に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関すること。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関すること。
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。
	県民生活班 班長 県民生活課長	1 県民総合相談窓口の設置に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 ボランティア総合窓口に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関すること。
	生活衛生班 班長 生活衛生課長	1 避難所等における食品衛生の確保に関すること。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関すること。 3 飲料水の供給に関すること。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。 5 遺体の埋葬及び処理に関すること。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関すること。

改め、同表福祉保健部の項中

医務班 班長 医務課長	1 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 4 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。
----------------	--

5 感染症対策に関すること。

医務班 班長 医務課長	1 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関するこ と。 4 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。	に、
----------------	--	----

国保・健康増進班 班長 国保・健康増進課長	1 保健衛生対策に関すること。 2 避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。 3 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被 保険者的一部負担金の減免に関すること。 4 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保 険及び日雇労働者健康保険に関すること。	を
--------------------------	---	---

健康増進班 班長 健康増進課長	1 感染症対策に関すること。 2 保健衛生対策に関すること。 3 避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。	
国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被 保険者的一部負担金の減免に関すること。 2 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保 険及び日雇労働者健康保険に関すること。	に、

薬務衛生班 班長 薬務衛生課長	1 避難所等における食品衛生の確保に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。 3 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に に関すること。 4 飲料水の供給に関すること。 5 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管 理に関すること。 6 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 7 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 8 遺体の埋葬及び処理に関すること。 9 毒物及び劇物の管理に関すること。	を
--------------------	---	---

薬務疾病対策班 班長 薬務疾病対策課長	1 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 2 薬務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 毒物及び劇物の管理に関すること。	に改め、
------------------------	---	------

同表中

観光 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。	
-----------------	--	--

商工部		3 大阪事務所との連絡に関すること。 4 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関すること。 5 LPガス等の調達の調整に関すること。
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。 2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。 3 生活物資の流通調整に関すること。
	経営金融班 班長 経営金融課長	1 被災中小企業の振興に関すること。 2 被災商工業者に対する金融に関すること。
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	雇用労政班 班長 雇用労政課長	1 被災者等の就労状況の把握及び被災地域等の雇用対策に関するこ と。 2 武力攻撃災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関するこ と。 3 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に関するこ と。 4 応急の復旧対策に要する労働力の確保に関するこ と。 5 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関するこ と。
	観光企画班 班長 観光企画課長	財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関との連絡調 整に関するこ と。
	観光振興班 班長 観光振興課長	1 観光客への情報提供等に関するこ と。 2 観光施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。
	交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関するこ と。

を

商工労働部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関するこ と。 2 部所管の被災情報等の総括に関するこ と。 3 大阪事務所との連絡に関するこ と。 4 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関するこ と。 5 LPガス等の調達の調整に関するこ と。
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関するこ と。

商工振興班 班長 商工振興課長	1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。
	2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。
	3 生活物資の流通調整に関すること。
	1 被災中小企業の振興に関すること。
	2 被災商工業者に対する金融に関すること。
	部内各班又は他部の応援に関すること。
	部内各班又は他部の応援に関すること。
雇用政策班 班長 雇用政策課長	被災者等の就労状況の把握及び被災地域等の雇用対策に関するこ と。
労政能力開発班 班長 労政能力開発課長	1 武力攻撃災害時における労働紛争議の予防及び解決の促進に関するこ と。 2 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に関するこ と。 3 応急の復旧対策に要する労働力の確保に関するこ と。 4 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関するこ と。
文化観光部 文化観光 スポート 文化 観光 ス ポ ー ツ 部	1 部の庶務及び連絡調整に関するこ と。 2 部所管の被災情報等の総括に関するこ と。 3 部の関係機関との連絡調整に関するこ と。
	1 観光客への情報提供等に関するこ と。 2 観光施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。
	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関するこ と。
	文化施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。
	社会体育施設の保全対策及び被害調査に関するこ と。

改める。

別表第4中部地方本部の項名称及び設置場所の欄中「中部土木事務所（宜野湾市）」を「中部合同庁舎（沖縄市）」に改め、同表南部地方本部の項名称及び設置場所の欄中「南部土木事務所」を「南部合同庁舎」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年9月9日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--